

基本目標：1 未来へ命をつなぐ ～これから親になる世代への応援～

施策の展開：(1)次代の親の育成・情報提供

具体的施策		事業概要	担当課
1	子育ての駅における小・中・高校・専門学校生と親子の交流事業	中・高・大学・専門学校生等、次代の親になる若者たちが、子育ての駅で実施する交流事業に参加し、乳幼児とふれあうことを通して、温かい家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う意識を高めます。また、子育てに関する活動の場を設けるなど、次代の親になる若者への支援を行います。	子ども家庭課
2	次代の親育成事業の充実【新規】	「命の大切さ」をテーマとした講座や、結婚、妊娠・出産、育児についての知識を持ってもらうためのライフデザインセミナー等を実施し、子どもを生むこと・生まれること、家庭や子どもを持つことのすばらしさを伝えます。	子ども家庭課
3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供の充実	ウィルながおかで開催する講座、学生等を対象とした出前おしゃべり会、フォーラム、発行する情報誌紙、図書紹介、ホームページ、掲示、相談事業等によりリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解を図ります。	市民活動推進課 (男女共同参画推進室)

施策の展開：(2)子どもの生きる力の育成

1	学校・子どもかがやき塾事業	各学校における、分かる授業の実現や熱中・感動体験活動、地域との連携・協力によって行う教育活動等に対して財政支援を行います。	学校教育課
2	図書館による保育園、幼稚園、小学校の読書推進事業	・小学校、保育園、幼稚園へ職員を派遣し、読み聞かせや絵本の紹介などを行います。 ・保護者を対象に、絵本の選び方や図書の紹介を行います。 ・小学校等に団体貸出を行います。	中央図書館
3	外国出身の児童生徒に対する支援	小中学校に在籍する外国出身の児童生徒の中で、日本語の能力レベル等により言葉の支援を要する者に対し、母国語と日本語の二ヶ国語対応が可能な支援者等を学校に派遣し、学校生活適応などへの支援を行います。また、就学前の児童生徒に対し、二ヶ国語対応が可能な支援者から最低限の日本語教育を実施します。	国際交流課
4	子どもふれあいサポート事業	・いじめ、問題行動、不登校、児童虐待等、子どもをめぐる様々な問題に、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援・解決していきます。 ・学校教育課にサポートチームコーディネーターを配置し、問題等が発生した際には、必要な関係機関のメンバーを招集して各分野の専門家によるサポートチームを編成して対応に当たっていきます。	学校教育課
5	ながおかハイスクールガイダンス【新規】	長岡市内及び近郊の高等学校及び高等専門学校等が一堂に会し、中学生に対して事項の教育を説明したり学習内容を実際に体験させたりすることで、中学生が各学校の特色を知り、自らのキャリア進路選択の一助とします。	学校教育課

施策の展開：(3)思春期の子どもとその親への支援

1	子どもの健康相談の実施	子育て電話相談などで思春期健康相談に応じます。	子ども家庭課
2	青少年育成センター思春期相談体制の充実	子どもから大人へ移行する思春期において、心身のバランスを崩しやすい青少年を対象に、相談を受けています。また、平成14年6月からヤングテレホン・メール相談も実施し、いつでも相談しやすい環境づくりも整備しています。さらに、思春期世代の「こころの健康」を育むため、教育・医療機関との連携に努めます。	子ども家庭課 (青少年育成センター)
3	ウィルながおか相談室	ウィルながおか相談室で「からだ・性の悩み専門相談」を実施します。保健師・助産師・思春期保健相談士が年齢とともに変わる、からだや健康上の悩みについての相談に応じます。	市民活動推進課 (男女共同参画推進室)
4	性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	児童生徒に性に関する正しい知識やそれに基づく適切な行動選択の能力を身に付けさせるため、発達段階に応じて、関連教科、道徳、特別活動の時間等で着実に実施するとともに、個別指導で十分に支援していきます。また、生涯にわたり、性に対する適切な行動ができる力を育てるため、保護者に対する情報提供を行い、公開授業等で積極的に推進していきます。	学校教育課
5	飲酒・喫煙等防止教育の充実	児童生徒が興味本位の飲酒や喫煙行動・習慣を身に付けないように、発達段階に応じた喫煙防止教育の充実を進めていきます。また、保護者に対しても、意識啓発に努めます。	学校教育課
6	若者の行きすぎたダイエットの防止	過剰なダイエット等は、児童や青年に認められる健康の問題などがあり、児童生徒が自ら健康づくりに努めることができるよう、健康教育の充実を図ります。	学校教育課 学務課
7	思春期に関する情報提供	ウィルながおかで開催する講座、フォーラム、発行する情報紙等により実施します。	市民活動推進課 (男女共同参画推進室)
8	デートDV出前講座の実施【新規】	ウィルながおかの相談員が定住自立圏内の中学校・高校に出向き、デートDV(交際中に発生するDV)の講演を行う。	市民活動推進課 (男女共同参画推進室)

具体的施策	事業概要	担当課
基本目標：2 明るい笑顔が一番 ～親と子どもがともに学び育つことへの応援～		
施策の展開：(1)家庭の育児力・教育力の向上		
1 パパママサークル事業	夫婦と一緒に、妊娠中及び産後の生活や子育てについて学ぶことにより、知識を深めたり、子育てについて考える機会を提供します。また、沐浴実習や父親の妊婦体験により育児のイメージを深めます。	子ども家庭課
2 父と子のメモリアルカード	父親として、子どもが産まれる前から母親の心に寄り添い、ともに出産を迎え、一緒に子育てをすることにつながるよう、パパママサークルや赤ちゃん相談時に啓発するとともに、産まれてくる子どもへ父からのメッセージが書き込める「メモリアルカード」を母子手帳と一緒に配付します。	子ども家庭課
3 ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして「ブックスタート」を実施します。さらに、地域ボランティアが言葉の交わり合い、気持ちを通わせ、親子で地域との交流を深めていきます。	子ども家庭課 中央図書館
4 子ども家庭応援ブック「おやこスマイルガイド」の作成・配付	子育てと子どもたちの成長を応援するアドバイス書として、子ども家庭応援ブック「おやこスマイルガイド」を作成し、市内の就学前の子どもを持つ家庭を対象に、保育園・幼稚園、健診や赤ちゃん訪問時に配付します。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
5 家庭で子どもに手伝いをさせよう運動	お手伝いや家庭での仕事の大切さを親子に伝え、実際の行動となるように全市的な運動を展開します。また推進週間を設け、運動の取組を集中的に行います。	子ども家庭課
6 親も育つ子育てセミナー	幼児、小学生、中学生及び高校生を持つ親を対象に、社会の価値観の多様化や家族形態の変化に対応した家庭教育のあり方を学ぶ機会を提供し、親も子育てを通して「ともに育ちあう」ことを目指します。	中央公民館
7 幼児家庭教育講座	保育園、幼稚園、コミュニティセンター単位に幼児期の基本的な生活習慣のしつけを中心とした家庭教育について学ぶ機会を提供し、家庭の教育力を高めます。	保育課
8 就学时家庭教育講座	就学时にすべての親が集まる機会を利用して、子育てや家庭教育に関わる共通の内容を伝え、親の意識啓発を図ります。	子ども家庭課
9 図書館における読み聞かせ事業	中央図書館や地域図書館において、幼児や保護者への読み聞かせを定期的実施します。	中央図書館
11 小中学校PTA連合会への支援	「家庭・学校・地域」が連携して地域に根ざしたPTA活動の取り組みを進め、地域における児童生徒の健全な成長の推進と家庭教育の充実を図るため、「長岡市小中学校PTA連絡協議会」に補助金を交付し、活動を支援します。	子ども家庭課
12 まちなか絵本館の運営【新規】	子育ての駅ちびっこ広場内に「まちなか絵本館」を運営し、保育士・図書館司書・ボランティアが協働した取り組みを進め、絵本や育児書の貸出しや読み聞かせ、子どもの本の読書相談、絵本を活用した講座等を実施し、絵本を通じた子育て支援の充実を図ります。	子ども家庭課
13 食育の推進	【地域における子どもたちへの食育の推進】 食生活改善推進委員によるおやこ料理教室や児童館、児童クラブと連携した児童館食育プログラム等での食に関わる体験を通じ、子ども達が食に関心を持ち、食を正しく選択できる力が身につくよう支援します。	健康課
	【乳幼児期の親の「食」に対する学習機会の提供】 乳児相談や子育て相談会、乳幼児健診など、様々な機会を通じて、正しい栄養と食生活の知識の啓発、指導等を行います。また、地域のコミュニティセンターなど身近な会場で栄養士や保健師・母子保健推進員による調理実習や試食会を行い、親子が楽しく参加できるような講習会を開催します。	子ども家庭課
	【保育園・幼稚園での食育の推進】 保育園でのクッキング保育、試食会、家庭へ向けての食や健康に関するお便りの発行、管理栄養士や看護師等巡回時の栄養・健康教育、給食見本の展示などの食育活動等を通して、園児とその保護者が食と健康に興味を持つような取り組みを、それぞれの保育園全体で推進します。 また、幼稚園では、栄養職員等を中心に栄養バランスのとれた給食を実施し、それぞれの計画に基づいて、発達段階に応じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、給食だより等で食に関する情報を発信していきます。	保育課
	【小中学校での食に関する指導の推進】 小中学校では、栄養職員等を中心に栄養バランスのとれた給食を実施し、それぞれの計画に基づいて、発達段階に応じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、給食だより等で食に関する情報を発信していきます。	学校教育課 学務課

具体的施策		事業概要	担当課
施策の展開:(2)児童・青少年の健全育成			
1	児童館の運営	地域における児童の「健全育成活動の拠点施設」として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにするために内容の充実を図ります。	子ども家庭課
2	放課後児童クラブの実施	保護者の就労等により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない「留守家庭児童」のうち、小学生を対象に育成及び指導を行います。今後、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。	子ども家庭課
3	放課後子ども教室推進事業	地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。	子ども家庭課
4	学校体育施設開放事業	地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組む手段の一つとして、学校体育館・グラウンドの開放を進めています。土日を中心に児童を対象としたスポーツ少年団等に開放しています。	教育施設課
5	「世界が先生」- 国際人育成事業	県内の留学生を市内の小中学校やコミュニティセンターに派遣し、留学生を講師とした異文化交流を通じ、青少年の国際理解推進を図ります。	国際交流課
6	姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流	(公財)長岡市国際交流協会と連携し、中学生・高校生のフォートワース市訪問等の海外体験、また、姉妹都市・友好都市から訪問団来訪時の交流会などを通じ、青少年に対する国際理解教育の充実を図ります。	国際交流課
7	子ども読書週間関連行事の実施	子ども一日図書館員をはじめとして、子どもが楽しめる行事を行います。	中央図書館
8	高校生ボランティア事業	高校生が、様々な活動を通じてボランティア意識を高め、ボランティア活動を身近に感じるとともに、社会参加の大切さなどの理解を深めます。	子ども家庭課

具体的施策		事業概要	担当課
施策の展開:(3)子育て家庭への支援体制の整備			
1	地域子育て支援拠点事業	【子育ての駅・川口すこやか】 雨天時・冬期間に子どもたちが自由に遊べる広場で、子育てに関する情報提供の他、交流会、講座の開催や子育て相談等を行います。多世代が交流し、子育て支援の輪を広げる施設として、事業運営を図ります。	子ども家庭課
		【保育園地域子育て支援センター】 子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を解放し、育児等の相談・指導や、子育てサークル等の育成・支援、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。	保育課
2	子どもの発達や成長に関する相談・支援	【こども発達相談室】 就学前の子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じています。毎日のくらしのなかで子どもとどのように接したらよいかを一緒に考え、子どもの発達を促す支援をします。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
		【柿が丘学園】 発達に遅れやつまづきのある0歳から就学までのお子さんご家族への援助を行います。	子ども家庭課 (柿が丘学園)
		【こどもすこやか応援事業】 配慮を要する子どもや気になる子どもに早期に気づき、一貫した計画のもと適切な支援を行うと共に、就学時には学校生活にスムーズに移行できるよう支援を行います。	保育課
3	家庭児童相談室	18歳未満の子どもやその家族に対して、養育における諸問題や親子関係、児童虐待などの相談に応じます。電話・訪問・来所による相談対応を中心に、子育て支援センターでの保護者向けグループミーティングなども行います。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
4	養育支援訪問事業	【すくすく子育て係】 新生児訪問およびこんには赤ちゃん訪問等で把握した継続支援が必要な家庭へ訪問し、養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を行います。	子ども家庭課 (すくすく子育て係)
		【子ども家庭センター】 保護者の養育力不足の家庭や虐待のリスクを抱える家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育環境の維持改善のため、養育に関する指導・助言や家事・育児の援助等を行います。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
		【産前産後家庭生活応援事業】 産前産後の時期の家事または乳児の育児を支援することで、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもの健全な育成を図ります。長岡市指定事業所の家事・育児援助サービスの利用料の一部(500円)を市が助成します(1人5回まで)。	子ども家庭課 (家庭支援係)
5	子どもサポートコール	・学校教育課内に「子どもサポートコール」(子どもに関する心配ごと相談専用窓口)を設置し、いじめをはじめとする様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携し相談体制の強化を図ります。 ・教育センターに、子どもサポートカウンセラーを配置するとともに、各学校に心ふれあい相談員を配置し、子ども及び保護者を支援するカウンセリング体制を整えています。	学校教育課
6	外国出身家族への子育て相談窓口	外国籍市民の生活相談窓口である長岡市国際交流センターを中心として、外国出身家族からの子育てについての悩みや相談を各担当課につなぎます。また、各機関が行う子育て支援策を外国出身家族も円滑に利用できるよう、言語や文化的配慮等の支援を各担当課と連携して実施します。	国際交流課
施策の展開:(4)子どもや母親の健康づくり			
1	妊娠の届出・母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理と健康増進を図るため、妊娠時のすみやかな届出をうながし、妊娠届出により母子健康手帳を交付しています。妊娠中の不安の軽減を図るとともに、父親の育児参加、受動喫煙の害など母子を取り巻く環境に応じて情報の提供を図り、安心して子育てができるように支援しています。	子ども家庭課
2	妊婦への分煙・禁煙の啓発	母子健康手帳発行時、本人や家族の喫煙状況を確認し、未熟児出生の予防や乳児突然死症候群の予防のために、チラシなどで分煙や禁煙についての啓発を行います。	子ども家庭課
3	マタニティマークの啓発事業	妊婦が妊娠中であることを周囲に知らせることで、妊婦に優しい環境づくりを推進します。「マタニティマークホルダー」やシールの配布を行う他、封筒やポスターへの刷り込みなどで周知を図ります。	子ども家庭課

具体的施策		事業概要	担当課
4	妊婦健康診査	妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を交付し、医療機関での妊婦健康診査を公費負担しています。交付枚数は平成21年1月27日以降14枚となっています。	子ども家庭課
5	妊婦歯科健診事業	妊婦の口腔の健康を守るとともに歯科保健に対する健康管理意識を高め、家族で歯の健康に対する生活習慣を身に付けることができるようにします。母子健康手帳交付時に受診票を発行し、市内の歯科医院で健診を実施します。	子ども家庭課
6	妊産婦・新生児訪問指導	訪問が必要と思われる妊産婦・および新生児を持つ保護者に対して、助産師・保健師が家庭訪問を行います。ハイリスク妊婦(既往疾患・合併症妊娠、不安が強い等)に対しては、妊娠・出産などに関する不安を和らげるため必要な指導を行います。また、出産後28日以内の初産婦、訪問が必要と思われる経産婦に対し、産後の体調の確認、育児状況・栄養方法を確認して助言を行います。新生児においては、発育状況等を確認し、皮膚の手入れ、衣類や環境調整など保健指導を行います。また、新生児の異常の早期発見・治療について助言を行い、母親の育児不安の解消に努めます。	子ども家庭課
7	未熟児訪問指導	低出生体重児(体重2,500g未満)や養育上指導の必要があると医師が判断したハイリスク児(病気や障害等)等を持つ保護者に対して、保健師・助産師が家庭訪問を行います。適切な指導を行い、育児不安の解消を図り、異常の早期発見に努めます。	子ども家庭課
8	こんにちは赤ちゃん訪問	乳児のいる家庭を保健師・看護師・栄養士などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。	子ども家庭課
9	乳幼児健康診査	4か月・10か月の乳児と1歳6か月・3歳児の幼児に対して健康診査を実施し、運動・発達・情緒などの病気の早期発見や、基本的な生活習慣の確立・むし歯予防・栄養等の指導を行います。また、乳幼児虐待の予防と早期発見のために、育児不安・育児困難に対する保護者への相談支援を行います。	子ども家庭課
10	予防接種(麻しん(はしか))	予防接種法に基づき、子どもたちを感染の恐れのある疾病から守るため、個別または集団による予防接種を行います。特に合併症を引き起こしたり、死亡する例もある麻しんの予防接種については、早い時期に受けるよう指導します。	子ども家庭課
11	乳児健康相談(5～6か月児)	生後5～6か月の乳児とその保護者を対象に、栄養士・保健師・歯科衛生士が乳児期の正常な発達を確認し、育児方法や離乳食・虫歯予防等の相談を行います。	子ども家庭課
12	乳幼児歯科保健	本市歯科保健計画の数値目標は、3歳児の1人平均むし歯本数を0.6本以下、むし歯罹患率を10%以下に設定されているため、さらに歯科保健指導の強化に努めます。特に赤ちゃん相談時には、離乳食の食べさせ方など口腔衛生について指導しています。また、1歳6か月・3歳児の歯科健診時には、おやつやブラッシング指導を実施し、親への啓発に努めます。保健師や母子保健推進員による地区活動において、正しい歯磨きとおやつのとおり方など、具体的な体験を中心とした講習会を開催します。	子ども家庭課
13	夜間・休日の小児救急医療体制整備	小児の救急医療体制については、初期症状の救急患者が病院に集中することにより、平日夜間等の負担が大きいことから、中越こども急患センターによる小児救急受け入れ体制整備の確立を図ります。	健康課
14	不妊治療・不育症に関する相談・情報提供	電話、窓口にて不妊治療・不育症に関する相談や情報提供を実施し、不安の解消に努めます。	子ども家庭課 (すくすく子育て係)

具体的施策	事業概要	担当課	
施策の展開:(5)子育て家庭への経済的支援			
1	妊産婦医療費助成の充実	市民税非課税世帯若しくは市民税均等割のみ課税世帯または所得税非課税世帯の妊産婦について、保険診療として認められる医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた額を助成します。	福祉課
2	子どもの医療費助成の充実	中学校卒業前までの子どもに対し、保険診療として認められる医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた額を助成します。	福祉課
3	自立支援医療(育成医療)の充実	18歳未満の身体障害者でその障害を除去・軽減する手術等の治療に対し、その医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課
4	未熟児養育医療助成の充実	出生時体重が2,000グラム以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。	福祉課
5	国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給	国民健康保険被保険者の出産に対して、子ども一人当たり42万円を支給します。	国保年金課
6	児童手当の支給	次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの子どもを対象に児童手当を支給します。	子ども家庭課
7	就学援助制度の実施	経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	学務課
8	保育園の保育料等の軽減	保護者の経済的な負担の軽減及び適正な保育料の徴収による財源の確保を図るため、市独自の徴収基準による負担軽減を実施します。	保育課
9	幼稚園の就園助成	保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園の就園に要する費用を助成します。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・私立幼稚園就園費助成金	保育課

具体的施策	事業概要	担当課
<p>基本目標：3 目と心を届けよう ～子育てをしているすべての家庭への応援～</p>		
<p>施策の展開：(1)障害児施策の充実</p>		
1 子どもの発達や成長に関する相談・支援	<p>【こども発達相談室】 就学前の子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じています。 毎日のくらしのなかで子どもとどのように接したらよいかを一緒に考え、子どもの発達を促す支援をします。</p>	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
	<p>【柿が丘学園】 発達に遅れやつまづきのある0歳から就学までのお子さんご家族への援助を行います。</p>	子ども家庭課 (柿が丘学園)
	<p>【こどもすこやか応援事業】 配慮を要する子どもや気になる子どもに早期に気づき、一貫した計画のもと適切な支援を行うと共に、就学時には学校生活にスムーズに移行できるよう支援を行います。</p>	保育課
2 特別支援学級の教育環境の整備	<p>【肢体不自由児特別支援学級設置校の移動設備整備】 肢体不自由児の移動のための階段昇降機を整備しています。今後は、必要に応じて階段昇降機の整備を図ります。</p>	教育総務課
	<p>【グラウンド等の整備】 生徒数の増加に対応するため、グラウンド等の整備(用地取得等)をしています。今後は、必要に応じて整備を図ります。</p>	教育施設課
	<p>障害のある児童生徒の社会参加・自立を積極的に支援するため、市立総合支援学校や特別支援学級における教育を充実させるとともに、教育環境の整備を図ります。</p>	学校教育課
3 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実 【新規】	<p>配慮を必要とする児童ひとりひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう受入れ体制の充実を図ります。</p>	子ども家庭課
4 放課後等デイサービス事業 【新規】	<p>小学校・中学校・高校に通学中の児童を対象として、生活能力向上・社会との交流促進のための支援や、放課後や休業日・長期休暇中の居場所づくりを行います。</p>	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
5 障害児保育の充実	<p>保育園への入園が必要な障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士の配置及び設備や物品等の整備を実施します。</p>	保育課
6 私立幼稚園障害児教育費補助事業	<p>私立幼稚園における障害のある子どもの受け入れを推進します。</p>	保育課
7 特別児童扶養手当の支給	<p>在宅の心身に中度から重度の障害を持つ児童(20歳未満)を養育している人に所得に応じて、手当を支給します。</p>	福祉課
8 障害児福祉手当の支給	<p>在宅の介護が必要な重度の障害児(20歳未満)に対して、手当を支給します。</p>	福祉課
9 重度心身障害者の医療費助成	<p>身体障害者手帳(1級から3級)または療育手帳(A)の交付を受けた児童を対象に、保険診療として認められる医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた額を助成します。</p>	福祉課
10 精神障害者の医療費助成	<p>統合失調症や精神遅滞などで精神科の診療を受けている児童の精神に関する医療費の自己負担額の3分の1を助成します。</p>	福祉課
11 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 【新規】	<p>身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児の言語の習得の促進及びコミュニケーション能力の向上を図り、福祉の増進に資するため、補聴器購入費の一部を助成する。 ○助成額 補聴器の購入経費(買替えのための経費を含む。)として実際に購入に要した額と、要綱に定める1台当たりの基準価格のいずれか低い額の2/3</p>	福祉課
12 幼稚園障害児保育(私立)	<p>専任の教師を配置し、障害の有無に関わらず一緒に保育にあたるなど、障害のある児童の保育を実施します。</p>	保育課

具体的施策		事業概要	担当課
施策の展開:(2)児童虐待防止対策等の充実			
1	児童虐待の早期発見・早期対応	虐待の早期発見・早期対応として、健診相談等での育児不安などハイリスク家庭の早期発見、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に関する相談体制の整備など、親と子に対する総合的な支援対策を推進します。また、育児ストレスに対処するためには、父親の積極的な育児などにより、母親の精神的支えとなることが必要です。育児を楽しんだり、ゆとりを持って子どもと接することができるような家庭環境を作れるよう支援します。	子ども家庭課 (子ども家庭センター) 学校教育課
2	要保護児童に対する支援及び長岡市要保護児童対策地域協議会の設置	保護が必要であったり養育が困難な子どもの人権を保護するため、児童相談所・保健所・児童養護施設等の関係機関と連携を図ります。協議会では、児童虐待など要保護児童及びその保護者や要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報を共有し、関係機関との連携により必要な支援を実施しています。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
施策の展開:(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進			
1	児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、または20歳未満で中度以上の障害のある者)を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくする父または養育者に所得に応じて手当を支給します。 手当月額…全部支給:児童一人41,020円 一部支給:児童一人41,010円~9,680円 児童2人の場合は上記の額に5,000円加算、児童3人以上の場合はさらに児童1人につき3,000円ずつ加算します。	生活支援課
2	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭又は父子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を支援するとともに、扶養している子どもの福祉増進を図ることを目的に資金の貸付を行います。(資金の種類は12種類-新潟県事業)	生活支援課
3	自立支援教育訓練費給付制度	母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就職に役立つ教育訓練講座を受講し終了した場合、受講費用の20%を補助します。	生活支援課
4	高等職業訓練促進給付金支給制度	母子家庭の母又は父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定期間以上養成機関に入所した場合、負担を軽減するために訓練促進給付金費等を支給します。	生活支援課
5	母子・父子自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の就労への支援を、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関とともに支援する制度です。	生活支援課
6	ひとり親家庭等医療費助成	18歳まで(障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭などに対し、保険診療として認められる医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた額を助成します。	福祉課
7	公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居	公営住宅の入居については、住宅困窮度の高い方から入居を行うこととしています。その際の住宅困窮度の評価基準に「ひとり親世帯」については加点を行い、入居順位を高くしています。また住宅困窮度が同一の場合は「多子世帯」の入居順位を上位にしています。	生活支援課 (市営住宅相談室)
施策の展開:(4)社会的養護の充実			
1	児童養護施設の運営【新規】	児童福祉法に定められた児童福祉施設で、予期できない災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちが生活しています。生活全般の支援を実施します。	子ども家庭課 (双葉寮)
2	里親について【新規】	親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人です。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。	子ども家庭課 (双葉寮)

具体的施策	事業概要	担当課
基本目標：4 子育ては未来への投資 ～子育てと仕事との調和のとれた生活への応援～		
施策の展開:(1)多様な働き方の実現及び働きながら子育てできる環境づくり		
1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発	【男女共同参画推進室】 ・事業主等を対象にした講演会やセミナー等を実施します。 ・ウィルながおかで開催する講座、フォーラム、発行する情報誌紙、図書紹介、ホームページ、掲示、相談事業等により市民の意識啓発を行います。	市民活動推進課 (男女共同参画推進室)
	【商業振興課】 ・企業を対象に情報提供や、意識啓発のための講演会やセミナー等を実施します。(商業振興課)	商業振興課
	【保育課】 ・保育サービスの充実を通じて、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備の推進を図ります。	保育課
	【子ども家庭課】 ・企業との連携により、従業員を対象とした出前子育て講座を実施します。男性でも参加しやすい職場での実施という形で、子どもへの効果的な声かけ方法を伝える講座と子育て支援策のPRを合わせて行い、子育てに協力的でワーク・ライフ・バランスを推進する長岡市内の企業を増やすことにつなげます。なお講座運営は、ノウハウのあるNPO法人との協働で行います。 ・児童虐待防止啓発活動の一環として実施し、育児に対する負担感の軽減を図ります。	子ども家庭課
施策の展開:(2)保育サービスの充実及び保育士の確保		
1 認定こども園の整備	就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園と保育園の両方の良いところを活かしたサービスを提供する認定こども園を整備します。	保育課
2 保育園の民営化【新規】	平成29年度より公立保育園の民営化を行います。	保育課
3 通常保育事業	入園希望者の動向に合わせて、保育を必要とする児童全員の受け入れに努めます。	保育課
4 一時保育事業	短期間勤務や病気、出産、介護、冠婚葬祭の他、育児疲れの解消など、多様化する保育ニーズを踏まえ、保育園での一時保育を実施します。	保育課 子ども家庭課
5 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開園時間を超えて延長保育を行います。	保育課
6 幼稚園預かり保育(私立)	正規の教育時間外に、在園児を保育する預かり保育を実施します。	保育課
7 乳児保育の一般化に伴う、未満児保育実施園の拡大	低年齢化する保育ニーズを踏まえて地域の実情を勘案しながら、施設整備や職員配置体制の整備を図ります。	保育課
8 産休・育休明け入所予約モデル事業の実施	母親の就労の増加に伴い、産休・育休明けにスムーズに入所できるよう、公立保育園において事前の予約受付を行います。	保育課
9 未満児保育県単補助事業	1歳児に対する保育士の配置を、国で定める最低基準の0歳児と同じ3対1とし、より豊かな保育環境を実現します。	保育課
10 病児・病後児保育事業	保育園・幼稚園児または小学1～3年生が、病気等で集団保育ができないとき、保育を行います。	保育課
11 休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜日や祝日などに勤務している保護者のため、休日の保育を実施します。	保育課

具体的施策		事業概要	担当課
12	保育園地域活動事業	保育園の専門的な機能を、地域の方々との交流などを通して提供します。	保育課
13	保育サービス評価事業	保育園での保育サービスの向上を図るため、当事者(事業者、利用者)以外の第三者による評価制度を実施します。	保育課
14	地域型保育事業	【小規模保育事業】 原則として3歳未満児を対象として、定員6～19人で保育を実施します。	保育課
		【家庭的保育事業】 原則として3歳未満児を対象として、定員5人以下で保育を実施します。	保育課
		【事業所内保育事業】 会社の事業所内保育施設において、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	保育課
		【居宅訪問型保育事業】 障害児等で個別の保育が必要な場合に、保護者の自宅で1対1で保育を実施します。	保育課
15	保育士確保支援事業【新規】	保育士確保対策として、潜在保育士を対象に、再就職を支援するセミナーや保育士スキルアップ研修会等を開催し、潜在保育士の掘り起こしと再就職支援を図ります。	保育課
施策の展開:(3) 児童の放課後の預かりサービスの充実			
1	放課後児童クラブの実施【再掲】	保護者の就労等により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない「留守家庭児童」のうち、小学生を対象に育成及び指導を行います。今後、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。	子ども家庭課
2	民間児童クラブのモデル事業【新規】	多様化する利用者ニーズに対応するため、地域の実情に応じて官民が連携しながらよりよい放課後の環境づくりを進めます。	子ども家庭課
3	放課後児童クラブの障害児受入体制の充実【新規・再掲】	配慮を必要とする児童ひとりひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう受入れ体制の充実を図ります。	子ども家庭課
4	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員として登録し、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。保護者の短期的就労時や保育園・幼稚園の終園後の預かり等に利用されており、施設保育の補完的役割も担っています。今後も本事業への支援強化を図るとともに、積極的に制度のPRに努め、会員登録者の増加と利用の促進を図ります。	子ども家庭課
5	放課後等デイサービス事業【新規・再掲】	小学校・中学校・高校に通学中の児童を対象として、生活能力向上・社会との交流促進のための支援や、放課後や休業日・長期休暇中の居場所づくりを行います。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)
6	長岡市立総合支援学校放課後サポート事業【新規】	長岡市立総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るために、授業日の放課後や長期休業期間の日に長岡市立総合支援学校の施設を利用して、児童・生徒の一時預かりを行う。 ○開設日及び開設時間 ・授業日…月曜日から金曜日までの午後2時30分から午後6時 ・長期休業日…月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時 ○利用者負担額…長岡市福祉サービス事業費用徴収条例施行規則に定められている額 ※所得税額により負担額が変動	福祉課

具体的施策	事業概要	担当課
基本目標：5 みんなで子育て ～市民力・地域力を活かした子育てへの応援～		
施策の展開：(1)子育て情報の効果的な発信		
1 子育てコンシェルジュ事業【新規】	長岡地域の子育ての駅等で子育てコンシェルジュが幼稚園・保育園をはじめとした地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、子育てに関する相談・助言等を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。	子ども家庭課
2 子育て世帯への情報提供	出産や子育て情報、保育園・幼稚園情報などを掲載した「子育てガイド」の作成・配布、子育て家庭に役立つ情報をまとめた「子育てネット」の発行、長岡市ホームページ、SNSの活用などを通して、子育て情報を発信します。また、子育て世代に役立つ情報をまとめた子育てネットの作成や、地域で活動している子育て支援関連団体の活動を紹介の場となる子育てフェスティバルを実施し、子育て世代への情報提供の充実を図ります。	子ども家庭課
施策の展開：(2)安心・安全な地域環境の整備		
1 セーフティーリーダー(交通安全指導者)の育成	市民ぐるみの交通安全運動の推進を目指し、地域で交通安全教育や交通安全思想の普及・啓発活動がより積極的に推進できるよう、セーフティーリーダーの育成に努めます。	市民活動推進課
2 地域における防犯活動の支援【新規】	地域における防犯関係団体(防犯協会等)が行う子どもたちの見守り活動や防犯パトロール、防犯意識の啓発活動などを支援します。	市民活動推進課
3 チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行います。	市民活動推進課
4 セーフティーパトロール事業	児童生徒の登下校時における交通安全指導や防犯パトロールを行うセーフティーパトロール団体に対して、報奨金を交付します。ただし、1小学校区1団体に限ることとします。また、不審者に対する抑止策として、セーフティーパトロール団体や地域の自主防犯パトロール団体に防犯パトロールステッカーの貸出しを行います。	学校教育課
5 青少年育成団体への支援【新規】	家庭や地域における青少年健全育成を進めるため、青少年の団体や育成関係団体を支援します。	子ども家庭課
6 青少年の非行に関する情報収集及び社会環境の実態調査【新規】	学校の夏休み期間中に、長岡地域を10ブロックに区分した分担区域内を巡回し、青少年に好ましくない環境や施設、青少年たちのたまり場など、問題箇所の情報収集にあたります。また、新潟県が主催する「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」に協力し、市内全域における青少年にとって有害な施設などの実態調査を行い、非行化防止活動に役立ちます。	子ども家庭課 (青少年育成センター)
施策の展開：(3)子育て支援のネットワークづくり		
1 子育てサークル等のネットワークづくり	子育てに対する不安や悩みを解消することなどを主な目的として、仲間同士が自発的に設置、運営している子育てサークルが、地域の理解を得ながら自主的かつ継続して活動できるようにするため、場の提供及びそのリーダーを育成し、支援していきます。子育てサークルの枠を超えた、子育て支援関係団体間のネットワーク構築を支援するため、子育てフェスティバルを開催をします。	子ども家庭課
2 ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員として登録し、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。保護者の短期的就労時や保育園・幼稚園の終園後の預かり等に利用されており、施設保育の補完的役割も担っています。今後も本事業への支援強化を図るとともに、積極的に制度のPRに努め、会員登録者の増加と利用の促進を図ります。	子ども家庭課
3 母子保健推進員の活動	子育ての先輩として、妊産婦・乳児のいる家庭を訪問して地域の子育て支援情報を提供します。必要時、保健師と連携しながら育児の相談に応じます。また、育児に関する講習会を開催したり、地域の居場所づくりなどをして子育てストレスの軽減や孤立しがちな乳児期の母の支援を行います。	子ども家庭課
4 主任児童委員の活動【新規】	子育て不安や児童虐待などに対応するため、地域の相談役として活動します。	子ども家庭課 (子ども家庭センター)

具体的施策	事業概要	担当課
施策の展開:(4)市民協働による子育て支援体制の推進		
1 親子サークル活動への支援	子育ての駅では「出前ふれあいタイム」として、依頼により保育士が出張し、サークル活動の交流会等の補助を行ったり、遊具の貸出などを実施しています。また、図書館では、職員や図書館から依頼を受けたボランティアが子育てサークルの依頼を受け地域へ出向き、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを行います。	子ども家庭課 中央図書館
2 読み聞かせボランティアの養成	ブックスタート会場での説明や、学校・保育園・図書館等で読み聞かせなどをするボランティアを養成する講座を開催します。	中央図書館
3 スポーツ・レクリエーション団体の育成	ジュニアスポーツクラブやスポーツ少年団を育成するため、(公財)長岡市スポーツ協会への事業委託や長岡市スポーツ少年団本部への事業補助を行います。	スポーツ振興課
4 NPO団体等との連携	市民と行政がともに子育て環境の向上を目指し、子どもの健やかな成長を育むため、NPO団体等の活動を支援します。	子ども家庭課
5 子育てに携わる人材の育成【新規】	子育ての駅サポーターをはじめ、地域で子育て支援に携わる人材を育成します。 「(仮称)子育て支援員」の育成を通じ、子育てに関わる「人材」の増加を図ります。 公立・私立合同で研修を実施し、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。	子ども家庭課 保育課
6 児童館の運営【再掲】	地域における児童の「健全育成活動の拠点施設」として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにするために内容の充実を図ります。	子ども家庭課
7 放課後児童クラブの実施【再掲】	保護者の就労等により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない「留守家庭児童」のうち、小学生を対象に育成及び指導を行います。今後、地域の実情に応じ、子どもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。	子ども家庭課
8 民間児童クラブのモデル事業【新規・再掲】	多様化する利用者ニーズに対応するため、地域の実情に応じて官民が連携しながらよりよい放課後の環境づくりを進めます。	子ども家庭課
9 放課後子ども教室推進事業【再掲】	地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。	子ども家庭課